

学校休校中における新型コロナウイルス対策について

○育成室に在籍していない児童の対応について

保護者の就労等により、どうしても自宅等で過ごすことが困難な育成室に入室していない児童について、以下の条件の下、小学校において預かる。

期間：3月3日（火）から修了式前日まで（臨時登校日を除く）

対象：通常学級の児童（小学校1年生から3年生まで）

特別支援学級の児童（小学校1年生から6年生まで）

時間：通常の在校時間と同じ（昼食・水筒は各自で持参）

内容：自主学習

体制：教員が1名、教室に常駐し、児童の見守りを行う

○特別支援学級に在籍する生徒の対応について

保護者の就労等により、どうしても自宅等で過ごすことが困難な、特別支援学級に在籍する生徒について、以下の条件の下、中学校において預かる。

期間：3月3日（火）から修了式前日まで（臨時登校日を除く）

対象：特別支援学級の生徒

時間：通常の在校時間と同じ（昼食・水筒は各自で持参）

内容：自主学習

体制：教員が1名、教室に常駐し、生徒の見守りを行う

○臨時登校日の設定

児童・生徒の休校中の生活状況等の確認をする必要があることから、休校期間中に臨時登校日を設定する。

臨時登校日の設定の際には、この度の休校の措置の趣旨を踏まえ、学校長の判断で適切な日時に設定するとともに、児童・生徒の集中を避けるため、登下校の時刻にも配慮する。

○学校の休校期間中の昼食費の補助について

休校に伴い学校給食の提供ができなくなったことから、以下の世帯に対し、昼食費相当額を補助する。

期間：3月2日から修了式前日まで

対象：要保護・準要保護・学校給食費補助（一人親家庭・特別支援学級）世帯

なお、要保護世帯の具体的な支援の方法については、関係部局と協議の上、決定する。